

電波監理審議会（第927回）議事要旨

1 日 時

平成20年1月16日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

田中電波部長、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更について

（19.11.14諮問第37号及び第39号）

新たな放送事業用システムの導入等に係る電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第439回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手續規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について

（諮問第1号）

放送法等の一部を改正する法律のうち、電波法及び電気通信事業法の一部改正に係る関係省令の整備について、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

放送法等の一部を改正する法律において電波法及び電気通信事業法の一部改正が行われ、平成19年12月に公布された。

電波法及び電気通信事業法における改正点は、実験無線局制度を拡大し、電波の利用の効率性に関する試験や電波の利用の需要に関する調査のための無線局開設を可能とすること、2点目は、無線局同士の混信防止のための調整を行うため、無線局に係るあっせん・仲裁の制度を創設すること、3点目は、非常時の通信や登録局について、免許人や登録人以外の者に無線局を運用させることを可能とすること、4点目は、電波監理審議会の諮問事項に関して、諮問を要さないものを設けることである。

なお、1点目から3点目に係る部分については、平成20年4月1日施行予定、4点目に係る部分については平成19年12月28日施行となっている。

上記の法改正を受けて、関係規定の整備が必要となるため、本件のおり諮問したものである。本件については、上記1点目については、現行の実験局制度を拡大するにあたり、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正するものである。

2点目については、新たに導入されるあっせん・仲裁制度の対象となる無線局が目的としている業務等について、規定するため、関係規定の整備を行うものである。

3点目については、無線局の運用者の変更制度の導入に当たり、電波法施行規則の一部を改正するものである。

(3) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第2号)

船舶用レーダーの性能基準の改正及び船舶に搭載された高速救助艇への無線設備の搭載義務化に関する省令案について、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、海上無線通信における国際的約束の変更にあわせ、国内における関係規定の整備を行うものである。

まず、船舶用レーダーの性能基準の改正については、現在、船舶安全法第2条に基づき、一定の大きさ以上の船舶にレーダーの搭載が義務付けられているとともに、そのレーダーの技術的な条件は無線設備規則に定められているところだが、平成15年から国際海事機関（IMO）において、船舶の航行の安全をより一層確保するという観点から、船舶用レーダーの性能基準の見直しに着手

されたところである。また、航海士がレーダーを操作する際の負担軽減のため、レーダー指示器における物標の表示方法を国際的に統一することについて、平成16年12月に開催された国際海事機関の海上安全委員会において、船舶用レーダーの性能基準を改正する決議が採択され、平成20年7月1日以降、船舶にレーダーを設置する場合又はレーダーを換装する場合に適用されることとなった。それらを踏まえ、我が国においても関係規定を整備する必要があることから、無線設備規則の一部を改正するものである。

2点目は、船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化についてである。高速救助艇とは、主にカーフェリー旅客船に搭載される救命器具の一種で、船舶の乗組員が海上に落ちた場合に救助に向かう、あるいは救命船、救命いかだに乗って漂流中といった場合に、それらの救命船、救命いかだがばらばらになることの防止といった役割を負う、毎時8ノット以上の速度が出せる船舶を指す。平成18年10月、国際海事機関の海上安全委員会において、船舶に積載された高速救助艇の艀装品の1つとして、防水性があり、かつ、ハンズフリーで利用できる国際VHF帯の周波数を使用した無線設備の機器の搭載が義務付けられたため、国内における関係規定を整備するため、電波法施行規則の一部改正を行うものである。

(4) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第3号)

放送事業用固定無線の周波数移行及び第四世代移動通信システム等の周波数確保に伴う周波数割当計画の一部変更案について総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、3456MHzから3600MHzまでの周波数帯の放送事業用固定無線の周波数移行及び第4世代移動通信システム等の周波数確保に伴う周波数割当計画の一部変更を行うものである。

現在、3456-3600MHz帯については、テレビジョン放送事業者により、スタジオから放送所及び中継局まで放送番組を伝送する固定無線及びニュース映像等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送する固定無線として使用されているが、平成18年度に実施した電波の利用状況調査の評価において、6GHz以下の周波数帯が第四世代移動通信システム等の移動通信システムに適していることから、早期に3456-3600MHz帯の放送事業用固定無線を他の周波数帯へ移行することを求められており、また、情報通信審議会より移行先の周波数帯における技術的条件が答申されたところである。

変更の内容について、第四世代移動通信システム等の周波数の3.4GHz以上の分配し、3456-3600MHz帯の周波数において、放送事業用の固定業務の周波数の使用期限を平成24年11月30日と設定するとともに、電気通信業務用の移動業務について、周波数の使用開始期日を平成22年1月1日と設定するものである。

また、放送事業用の移動業務については、現在、この帯域における当該業務の無線局がないということで、併せて削除するというものとするものである。

(5) KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局所属の包括免許について
(諮問第 4 号)

本件は、諮問第 5 号と関連する事案であったため、諮問第 5 号と一括して総務省の説明があった。

(6) ソフトバンクモバイル株式会社所属特定無線局所属の包括免許について

(諮問第 5 号)

本件は、諮問第 4 号と関連する事案であったため、諮問第 4 号と一括して総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社並びにソフトバンクモバイル株式会社所属特定無線局、具体的には、携帯無線通信用小電力レピータの包括免許についてである。

小電力レピータとは、携帯電話の圏外になる場所の解消のために導入するものであり、奥まった部屋等においても圏外にならずに携帯電話等が活用できるというものである。本制度の導入するための関係規定については、平成 19 年 1 月 14 日に開催された電波監理審議会において、答申を得て、同年 1 月 27 日に公布・施行された。今般、KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社並びにソフトバンクモバイル株式会社から包括免許の申請があったものである。

申請内容については、電波法第 27 条の 4 の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目についてそれぞれの申請内容について審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、それぞれ免許を与えることについて諮問を行うものである。

(7) 放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定並びに放送法施行規則及び放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について

(諮問第 6 号)

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う制度整備について、次のとおり総務省からの説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第 99 条の 12 第 1 項及び放送法第 53 条の 11 第 1 項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

近年、放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する中で、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等についての多額の資金需要が生じてきたこと、競争の激化等の厳しい経営環境にあって経営のより一層の効率化が必要となってきたこと等、放送事業について様々な課題が生じてきている。そのため、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）や「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」（座長：塩野宏 東京大学名誉教授）の最終報告（平成18年10月6日公表）を踏まえ、政府は、認定放送持株会社制度を導入することとした「放送法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、同法案は第168回臨時国会において可決・成立、平成19年12月28日に公布された。

この法律の施行に伴い措置する省令の主な内容は次のとおりである。

まず、改正後の電波法において、マスメディア集中排除原則の法的根拠をより明確にするため、従来の第7条第2項第4号とは独立した審査事項として新電波法第7条第2項第4号に「総務省令で定める放送による表現の自由享有基準に合致すること」を規定したことに伴い、「放送局の開設の根本的基準」のうちのマスメディア集中排除原則に相当する部分を「放送局に係る表現の自由享有基準」という独立した省令として規定する。また、現在、同一放送対象地域における中波（AM）放送とテレビジョン放送の兼営は、一の者による放送局の複数支配禁止の例外として可能とされているが、超短波（FM）放送とテレビジョン放送の兼営についても同様に可能とする措置を講ずる。

次に、改正後の放送法において認定放送持株会社制度を導入したことを受けて、その子会社に適用される表現の自由享有基準として「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」を定めることとする。具体的には、認定放送持株会社は、子会社である地上放送事業者の放送対象地域が原則重複しないこと、子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数の合計が12以下であること等の条件下で、複数の一般放送事業者を子会社とすることを可能とする。放送対象地域の計算に当たっては、関東、近畿及び中京の広域圏を放送対象地域とする放送事業者は、広域圏の中にある都府県の数に放送局の数にみなして計上することとする。つまり、関東広域圏のキー局は7局、近畿広域圏の準キー局は6局、中京広域圏の放送事業者は3局と換算する。12局を上限とすると、例えば、ローカル局ばかり12局を傘下に置くことや、7局換算のキー局に5局までのローカル局を傘下に置くことが可能となる。また、ラジオとテレビを兼営する放送事業者は1局と換算する。さらに、BS放送局は地上放送局とは別カウントとし、1局まで、CS放送局については最大2トランスポンダ分までの事業者を子会社とすることを可能とする。

最後に、改正後の放送法第52条の35において、一の者による認定放送持株会社の議決権保有について、保有基準割合（10分の1以上3分の1未満の範囲内で総務省令で定める割合）を超える議決権を制限するとされたことを受け、保有基準割合は、原則として、3分の1に最も近い33%とすることとする規定を放送法施行規則に新設する。ただし、一の者が、認定放送持株会社の子会

社である地上放送事業者と重複する放送対象地域をその放送対象地域とする放送事業者等である場合には、10%とする。また、複数の会社が株式を分散して保有すること等による逸脱事例を防ぐため、法人・団体の親子関係や兄弟関係、共同で議決権を行使することを合意している者の関係及び夫婦の関係にある者を、一の者と特別な関係のある者として、議決権を合算して取り扱うこととする。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件改正により「12」という数値を定めるということであるが、競争等が非常に厳しい放送事業者の経営がどの程度改善されるのか見通しを教えていただきたい、との質問に対し、今回の放送法及び関係省令の改正の趣旨は、放送事業者の経営環境の改善に役立ててほしいということではあるが、認定放送持株会社制度の活用の如何は、最終的には各放送事業者の判断によること、基本的に様々な活用のケースが考えられるところ、12という数字は相当程度活用できるものと考えており、様々な組合せの中でそれぞれの企業の実態に即した経営形態をとることが可能となる、との回答があった。
- ・ 三事業支配の禁止に関し、認定放送持株会社の下には一切新聞社を置くことができないのか、との質問に対し、三事業支配の禁止はあくまでも同一放送対象地域内における制限であるため、認定放送持株会社の子会社であるテレビジョン放送事業者及び中波又は超短波放送事業者とは別の放送対象地域内の新聞社を子会社とすることは可能である、との回答があった。
- ・ 認定放送持株会社の株主である「一の者」には新聞社が含まれ、33%の議決権保有基準による制限がかかるのか、という質問に対し、この規定は原則として全ての者に適用されるものであり、新聞社にも33%の議決権の制限がかかることとなる、との回答があった。

(8) 電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

(諮問第7号)

平成20年放送局の一斉再免許に伴う制度整備について、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項及び第2項並びに放送法第53条の11第2項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成19年10月31日に免許が切れるNHK、放送大学学園及び一般放送事業者の放送局及び放送衛星局の再免許に係る規定の整備を行うものである。

今までの再免許と大きく異なる点は、地上アナログテレビジョン放送について、免許の有効期間

は、電波法施行規則第7条で放送局及び放送衛星局は5年間となっているが、一方で、同規則第9条において、5年に満たない期間を免許の有効期間とすることができる場合を規定している。今回の再免許については、地上アナログテレビジョン放送は、平成23年7月24日までに終了することとなっていることから、免許の有効期間は平成20年10月31日から起算して5年に満たない期間となるため、有効期限を短縮するものである。また、BSアナログテレビジョン放送については、平成23年までに終了することとなっているが、具体的な終了期日はこれまで定められていなかったため、終了期日を地上アナログテレビジョン放送と同日の平成23年7月24日とすることを規定した上で、地上アナログテレビジョン放送と同様に免許の有効期間を短縮する。

また、地上系の放送局における新規事業者の公募、比較審査方式を導入する。これは、「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）」において「地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する」とされているため、地上放送について新規事業者の公募、比較審査方式の導入するものである。

本件における改正点は、電波法施行規則の一部改正においては、免許の有効期間の短縮するため、同令第9条第2号を改正し、放送用周波数使用計画により割り当てられている平成23年7月24日までを地上及びBSアナログテレビジョン放送の免許の有効期間とするものである。

2点目は、地上系放送局に係る再免許及び新免許を受け付ける旨の公示である。これは、地上放送局に係る比較審査の導入に伴い、地上系放送局に係る再免許及び新免許を受け付ける期間を公示する対象の無線局とし、現行の電波法施行規則第6条の4で定める公示する期間内に申請することを要しない無線局から地上放送の再免許について削除するものである。

3点目は、衛星系放送局に係る公示手続の一部の簡素化等である。電波法施行規則第6条の4の第9号において、既に人工衛星が打ち上げられ、公示された免許の申請が行われた無線局が開設されている衛星があり、その衛星について新たに放送局を開設しようとする場合には、公示不要局とする。

放送普及基本計画の一部変更においては、地上放送について早期かつ円滑にデジタル放送に移行するとしていたが、地上及びBSアナログテレビジョン放送が終了する平成23年7月24日を明記し、また、アナログ中心からデジタル中心の記述に全体的に改めることとする。

また、現在、アナログ放送の視聴者が引き続きデジタル放送を視聴できる環境を整備するという観点から、平成22年までにアナログ放送と同等地域においてデジタル放送が受信できるようにすることとし、デジタル放送への全面移行を促すようなデジタル技術の特性を生かした放送を放送事業者ができる限り多く行うこととする。

放送用周波数使用計画については、放送普及基本計画の改正に伴い、既に終了している衛星放送におけるハード・ソフト一致のアナログ放送等に関する規定を削除する等の規定整備を行うもので

ある。

(9) その他

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」における検討状況について及びIPTVの動向について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)